第四十三条の二に次の一号を加える。

十八　貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が七トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

第六十二条の二の二第一項に次の一号を加える。

八　他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

別表第五中

「

(6)　ドエル・テスタ	○							
(7)　タイミング・ライト	○							
(8)　ノズル・テスタ	○							
(9)　シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	
(10)　ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
(11)　トーイン・ゲージ			○	○		○		
(12)　キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○		を
(13)　ターニング・ラジアス・ゲージ			○	○		○		
(14)　タイヤ・ゲージ			○					
(15)　亀裂点検装置	○	○	○	○	○	○	○	
(16)　検車装置	○	○	○	○	○	○		
(17)　一酸化炭素測定器	○							
(18)　炭化水素測定器	○							

」

「

(6)　タイミング・ライト	○							
(7)　ノズル・テスタ	○							
(8)　シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	
(9)　ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
(10)　トーイン・ゲージ			○	○		○		
(11)　キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○		
(12)　ターニング・ラジアス・ゲージ			○	○		○		に、
(13)　タイヤ・ゲージ			○					
(14)　亀裂点検装置	○	○	○	○	○	○	○	
(15)　検車装置	○	○	○	○	○	○		
(16)　一酸化炭素測定器	○							
(17)　炭化水素測定器	○							

」

「第11号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものを、カタピラを有しない大型特殊自動車であるものにあつては、第17号及び第18号」を「第10号から第13号まで」に、「第11号から第13号まで」を「第10号から第12号まで」に、「及び第15号から第18号まで」を「並びに第14号及び第15号」に改める。

第七号様式の二の次に次の一様式を加える。

第七号様式の三（証票）（第三十五条の二関係）
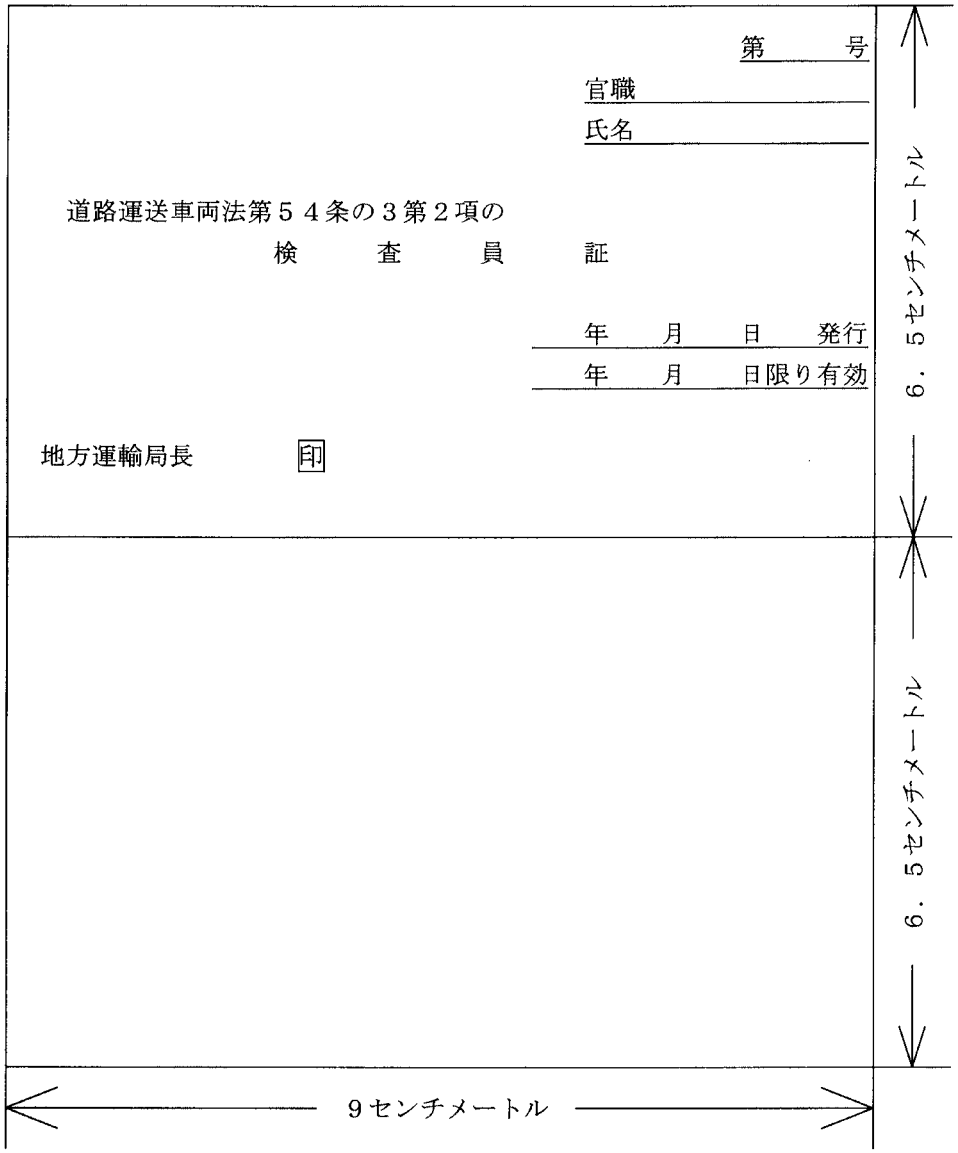
（表）